

# 会 費 等 取 扱 要 綱

会費、賛助金、寄付金、助成金の取扱を次のとおり定める。

## 1 会 費

この会議の目的に賛同して、入会した正会員は次の会費を納めるものとする。

(1) 個 人	年 額		3,000 円
(2) 団 体	年 額		6,000 円
(3) 市 町 村	年 額	20万人以上の市	15,000 円
		20万人未満の市	10,000 円
		1.5万人以上の町村	7,000 円
		1.5万人未満の町村	5,000 円

## 2 賛 助 金

この会議の趣旨に賛同し、事業を援助する個人及び団体・企業から賛助金を受けるものとする。

(1) 個 人	10,000 円以上
(2) 団体・企業	10,000 円以上

## 3 寄 付 金、助 成 金 について、その額を問わずこれを受けるものとする。

## 4 納 入 方 法

会費、賛助金、寄付金、助成金の納入は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 直接納付
- (2) 振替納付
- (3) 口座振込

### 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。